SPS協定と食品の安全性に関する リスク管理の関係について

平成18年1月19日 リスク管理検討会

•

SPS協定の目的

衛生植物検疫措置の適用に関する協定 Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (SPS)

- 国際貿易に対する障壁にならないことを条件に、W TO加盟国が以下の保護措置をとる権利を確保
 - > 人の生命と健康
 - ▶ 動物の生命と健康
 - ▶ 植物の生命と健康

SPS協定の制定経緯

GATT(1947)

➤ S P S 措置は基本原則(数量制限、無差別待遇)の 例外(ただし具体的な内容は規定されず)



- ウルグアイ・ラウンド(1986~1994)
- ✓ 他の貿易障壁の削減
- ✓ SPS措置が国内産業保護の目的で 使用されるかもしれない

WTO(1995)

➤ SPS措置における加盟国の義務と権利を明確化

:

SPS協定と食品の安全性に関するリスク管理

- SPS協定の対象
- ●加盟国の権利と義務
 - ▶科学的な原則
 - ▶恣意的・不当な差別の回避
- ●Codex規格との関係
- ●リスク評価
- ●暫定的な措置
- ●措置の同等性

SPS協定の対象

- 食品に含まれる添加物、汚染物質(重金属等)、農薬、動物医薬品、毒素(マイコトキシン等)、病気を引き起こす生物に関して定められる以下の事項。
 - 最終製品の規格·基準
 - > 生産工程及び生産方法
 - > 試験、検査、認証及び承認の手続き
 - ▶ 統計手法、試料採取の手続き、リスク評価手法
 - ▶ 表示等

5

科学的な原則

- ●加盟国は、食品の安全性に係る措置を、
 - ▶人の生命・健康を保護するために必要な 限度において適用する
 - ▶ 科学的な原則に基づいてとる
 - ▶十分な科学的証拠なしに維持しない

恣意的・不当な差別の回避

- ●食品の安全性に係る措置は、
 - ▶同一(同様)の条件にある加盟国間の 恣意的または不当な差別
 - ▶国際貿易に対する障壁の偽装 とならないようにしなければならない

7

Codex規格との関係(1)

- Codex規格(規格、基準、行動規範)がある場合は、
 - か加盟国は、食品の安全性に係る措置はCodex 規格に基づいてとらなければならない
 - ▶ただし、 **科学的に正当な理由**がある場合は、

 Codex規格によるよりも高いレベルの保護をも

 たらす措置を用いることができる
- Codex規格に適合している場合は、
 - ▶人の健康の保護に必要なものと見なし、
 - ▶SPS協定の要求を満たしていると推定

Codex規格との関係(2)

● 加盟国はCodexにおいて食品の安全性に関する 国際規格の作成、再検討を促進するため、十分な 役割を果たさなければならない。

(食品の安全性に関するCodex部会)

▶一般原則部会、食品添加物·汚染物質部会、残留 農薬部会、食品残留動物用医薬品部会、食品衛生 部会、分析·サンプリング法部会、食品表示部会、 食品輸出入検査·認証制度部会、栄養·特殊用途 食品部会

9

リスク評価

- 加盟国は、それぞれの状況に応じた適切な<u>リスク</u> 評価に基づき 食品の安全性に係る措置をとらなければならない
 - ▶Codexが作成したリスク評価の方法を考慮
 - ▶科学的証拠、関連する生産工程・生産方法、検査、試料採取及び試験方法、特定の病気・有害動植物の発生、生態・環境の状況を考慮

リスク評価とCodex規格

● Codexでは、「健康及び安全性に関するCodexの 決定と勧告は状況に応じた適切なリスク評価に基 づくべき」と規定(食品安全性のリスク評価の役割 に関する原則文書)

Codex規格に適合した食品の安全性に係る措置 はリスク評価に基づいていると見なされる

11

暫定的な措置

- 関連する科学的証拠が不十分な場合は、暫定的に 食品の安全性に係る措置をとることができる。その 条件として、
 - ▶入手可能な情報(Codexや他国から得られる情報)に基づくこと
 - <u>→ **一層客観的なリスク評価</u>**のために必要な情報 収集に努めること</u>
 - ▶適当な期間内に再検討すること が必要。

措置の同等性

●食品の安全性に係る措置が異なっていても、 適切な保護のレベルが達成される場合は、 同等なものと認めなければならない。

【同等性が認められる条件】

- ✓採用される措置は異なる
- ✓達成される保護のレベルは同一
- ✓客観的な証明がある

13

食品の安全性に関するリスク管理の方向

SPS協定

科学的原則

Codex規格 への準拠 <u>科学と国際的な枠組みに基づいたリスク管理の実施</u>

- ▶標準手順書の作成
- ▶リスク管理検討会
- > サーヘ・イランス・モニタリングのが イドライン
- ▶リスク管理支援チーム
- Codexへの積極的な参加
 - ▶ Codex連絡協議会
 - ▶ Codex審議への参加
 - ▶ リスク評価機関(JECFA 等)へデータの提出

透明性・

一貫性の

向上

消費者・利害 関係者の意 見の反映

食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書 (SOP)に沿った作業のポイント(1)

- ▶科学的な原則に従うこと
- ▶リスク管理の<u>初期作業</u>の実施(リスク管理支援チームの設置)
 - ✓情報収集と問題の特定
 - ✓リスクプロファイルの作成
 - ✓ 危害要因の優先度の決定
 - ✓リスクアセスメントポリシーの作成
 - ✓リスク評価の依頼、評価結果の検討

15

食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書 (SOP)に沿った作業のポイント(2)

- ▶ 生産工程・生産方法に関する情報の収集(リスク管理検討会を活用)

(参考資料)

「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」目次

前文

- 第1条 一般規定
- 第2条 基本的な権利及び義務
- 第3条 措置の調和
- 第4条 措置の同等
- 第5条 危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定
- 第6条 有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況
 - に対応した調整
- 第7条 透明性の確保
- 第8条 管理、検査及び承認の手続き
- 第9条 技術援助
- 第10条 特別のかつ異なる待遇
- 第11条 協議及び紛争解決
- 第12条 運用
- 第13条 実施
- 第14条 最終規定
- 附属書 A 定義
- 附属書 B 衛生動植物検疫上の規制の透明性の確保
- 附属書 C 管理、検査及び承認の手続き

(協定の本文(英語)はhttp://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/15-sps.docから入手できます)